

民法大改正のポイントと注意点

弁護士 官澤里美

2020年4月1日に施行される民法の大改正は、広範で改正点も多く弁護士は大変だが、判例や現実の運用を明文化したものや、裁判になった際に弁護士等の法律実務家が注意すればよいものも多く、他の方々が注意しなければならない点はそう多くはない。

その概要は配布の説明資料のとおりであるが、法律実務家以外の方々が注意すべきポイントと注意点は以下のとおり。

第1 消滅時効に関する見直し

1 時効期間の統一

「知った時から5年、知らなくとも10年」に統一

- ・権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年
 - ・権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年
- いずれかの早い方で権利は時効消滅する

2 時効完成を阻止する手段の整理

現行法…中断
停止

↓

改正法…完成猶予：ストップ
更新：リセット

☞承認を上手に使うのが権利を時効で消滅させないポイント！

一部弁済や残高確認は承認
返済猶予や分割払いのお願いも承認

文例.1 「当社の帳簿では貴社への売掛金残高は〇×円となっておりますが、間違いないか御確認の上でご回答下さい。」

文例.2 「貴社への買掛金の支払いについて、△□日まで猶予（毎月〇×円ずつの分割払い）として戴きたくお願いします。」

3 注意点

☞不良債権発生を防ぐためには、数ヶ月支払いが遅れたら放置しないことが大切！
売掛金、工事代金等の時効期間は5年に延びるが、放置すると債務者の経済状態の悪化等で不良債権化の恐れが高くなる！

☞二重払いのリスクを防ぐためには、領収書を5年間保管することが必要！

第2 法定利率に関する見直し

1 法定利率

法定利率…利率の取決めの無い利息や損害金の利率

現行法…民 § 404 : 年 5% の固定制 商 § 514 : 年 6% の固定制

↓

改正法…商 § 514 を削除し、年 3% で開始の変動制に統一 (§ 404)

2 中間利息控除

中間利息控除…将来の逸失利益を一括で請求する場合、運用利益を控除すること

現在…年 5% 固定制で中間利息を控除するのが判例

↓

改正法…事故発生時の法定利率 (年 3% で開始の変動制) で中間利息を控除することを明文化 (§ 417-2・§ 722①)

→損害保険会社や弁護士は注意する必要。

第3 保証に関する見直し

1 個人根保証人の保護の拡充

貸金等根保証以外にも個人根保証人の保護を拡充

1) 極度額を定めない個人根保証は無効 (§ 465-2②)

☞契約書に極度額を明記した後に保証人に自署してもらうこと！

文例 「保証人は、本契約により発生するすべての債務を極度額〇×円の限度で連帯保証する。」

2) 個人根保証は確定事由が生じれば確定 (打切り)

確定すれば保証は打切られ、その後に発生した債務は保証されない。

個人根保証契約の確定事由 (§ 465-4①)

①保証人への差押

②保証人の破産

③主債務者又は保証人の死亡

貸金等根保証の場合は次の事由でも確定（現行法でも）

- ④ 主債務者の財産への差押（§ 465-4②一号）
- ⑤ 主債務者の破産（§ 465-4②二号）
- ⑥ 5年以内の確定期日の到来（§ 465-3①）
- ⑦ 確定期日の定め無い時は契約から3年の経過（§ 465-3②）

☞**確定に気づかないと保証無しの不良債権を生じさせる恐れがあるので、確定に注意し、確定後も取引を継続するなら保証契約を再締結すること！**

2 事業用融資の第三者個人保証人への公証人による保証意思確認

事業用融資について第三者から個人保証を受ける場合は、契約締結に先立ち、締結前1ヶ月以内の公正証書で保証の意思表示が必要（§ 465-6）**保証意思宣明公正証書**違反すれば保証は無効

（注） 同時・同一証書は不可。翌日はOK。

但し、事業に関与している人による保証については適用されない（§ 465-9）

法人の役員・過半数株主、個人事業の共同経営者・事業従事配偶者

☞**事業用融資について第三者から個人保証を受ける場合は、契約締結の1月前から前日までの間に、公証人による保証意思宣明公正証書を作成してもらうこと！**

3 事業用債務の個人保証人への主債務者の財産状況等の情報提供義務

主債務者は、事業用債務（銀行からの融資、仕入れ代金、店舗等の賃借等）の保証を委託する際、保証人に対して次の事項の情報提供義務（§ 465-10）

- ①財産及び収支の状況
- ②主債務以外の債務の有無・金額・履行状況
- ③主債務の担保の有無と内容

主債務者が情報提供義務を怠り、保証人が主債務者の財産状況等を誤認して保証人になっていた場合は、保証人は保証契約を取消し可能

但し、債権者が主債務者の情報提供義務違反について悪意又は過失の必要

☞**債権者は、事業用債務について個人保証を受ける場合は、保証人に主債務者から財産状況等の情報提供を受けたことを確認すること！**

文例 「保証人は、本契約に先立ち、主債務者から同人の財産及び収支の状況、負担している債務の有無や額、履行状況等について情報の提供を受けたことを確認する。」 そして、口頭でも確認する。

- 4 **主債務者が期限の利益を喪失した場合の個人保証人への情報提供義務** (§ 458-3)
債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを知って2ヶ月以内に、保証人に通知義務。
違反すれば、その期間の遅延損害金を請求できない。
- 5 **保証人の請求による主債務の履行状況に関する情報提供義務** (§ 458-2)
債権者は、保証人から請求があれば、不履行の有無等について情報提供の義務。

第4 債権譲渡と債務引受に関する見直し

1 債権譲渡・債務引受とは何か



債権譲渡…債権者Xが債務者Aに対して有している債権をYに譲渡すること。
Xを譲渡人（じょうとにん）・Yを譲受人（ゆずりうけにん）と呼ぶ。
債務者の承諾不要が原則。

債務引受…債務者Aが債権者Xに対して負っている債務をBに引受けてもらうこと。
Bを引受人（ひきうけにん）と呼ぶ。

- ・ 併存的債務引受…債務引受後もAは債務者として残り、A・Bは連帯債務者となるもの。重疊的債務引受と呼ばれることもある。
- ・ 免責的債務引受…債務引受後はAは債務者ではなくなるもの。
債権者の承諾が必要。

2 債権譲渡についての改正

1) 譲渡制限特約の効力の見直し

現行法…譲渡制限特約が付されていれば、譲受人が悪意又は重過失のときは譲渡は無効 (§ 466②)。

↓
しかし、無効になる恐れがあるのでは、債権譲渡による資金調達に支障が生じていた…

改正法…譲渡制限特約が付されていても、譲渡は有効とした (改 § 466②)。

但し、預貯金債権については、円滑な預貯金の払戻事務を可能とするため、悪意又は重過失の譲受人に対抗できるとされている (改 § 466-5)。

2) 将来債権の譲渡可能を明文化 (§ 466-6)

3 債務引受についての条文の新設・明文化

併存的債務引受（§470）

債権者としては、連帯債務者が加わるだけで、担保・保証人にも影響はない。

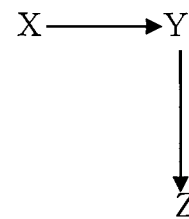
免責的債務引受（§472～472-4）

債務者が変動し責任財産の変動を伴い債権者の利益に重大な影響を及ぼすため、債権者の承諾が必要。

物上保証人や保証人の求償権の満足にも影響を及ぼすため、引受人が負担する債務に担保や保証を移すには、物上保証人や保証人の承諾が必要。

☞免責的債務引受を行う場合は、債権者としては、担保や保証を失わないように細心の注意を！

[設問.1] XはYに対し100万円の売掛金債権を有しているが、Yは、他にも多額の債務を負い支払いを滞らせている。Yの財産を調査したらZに100万円の請負工事代金債権を有していることが判明した。



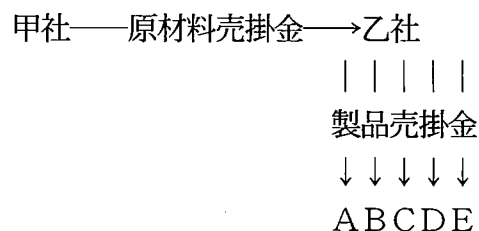
Xは、どのようにして債権回収を行ったらよいか？

Q.1 YZがXに非協力的な場合は？

Q.2 YがXに協力的な場合は？

Q.3 YはXに非協力的だがZがXに協力的な場合は？

[設問.2] 乙社は、優秀な技術力を有しており、甲社から原材料を仕入れて製品を製造し、その製品をA～E等に継続的に販売してきていた。ただ、諸事情により資金繰りに窮し、甲社に対し、原材料代金の支払いの猶予や運転資金の援助の申し入れを行った。甲社が乙社の将来の売掛金を担保に乙社を援助する方法は？

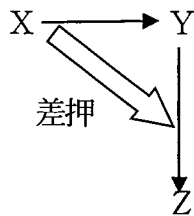


☞ **金銭債権の譲渡は原則として自由であることを活用すると、迅速かつ効率的な債権回収が可能となる場合がある！**

⇒債務者が有している債権を譲渡してもらえば、直接取立てて債権に充当できることとなる

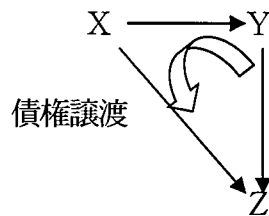
但し、対抗要件として債務者（譲渡人）の名前で債務者が有している債権の債務者（第三債務者）に対して内容証明郵便で債権譲渡通知書を送付する必要！

Q.1 Y Z非協力の場合



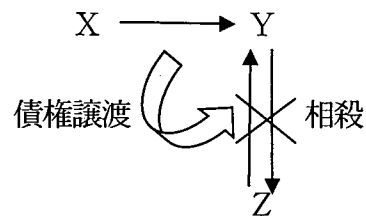
XはYへの債務名義で
YのZへの債権を差押。

Q.2 Y協力の場合



債権譲渡
Yから弁済のためZへの債権の譲渡を受ける。

Q.3 Z協力の場合



債権譲渡
XはYへの債権をZに90万円で買ってもらう。
相殺

※ 債権譲渡の難点は、対抗要件である第三債務者Zへの通知により、Yの経営悪化を第三者に知らしめてしまい、Yを破綻させる恐れがあること。

動産債権譲渡特例法により法人の債権譲渡の対抗要件を第三債務者への通知ではなく、東京法務局への登記により備えられるようにした。

しかも、将来の集合債権の譲渡を受けられるようになった。

↓

☞ **債務者が法人の場合、債務者の将来の多数の売掛先への債権の譲渡を受け担保に取れる！**

第5 定型約款に関する規定の新設

1 定型約款とは何か

不特定多数の者を相手として誰もが同じ方法・条件で行うことが当事者双方に合理的な取引を行う事業者が、すべての取引相手に共通の契約内容となるものとして事前に準備している約款や規約等(§ 548-2)

該当する例…鉄道やバスの運送約款、電気やガスの供給約款、預金や保険の約款、インターネットサイトの利用規約 等

該当しない例…一般的な事業者間取引で用いられる一方当事者の準備した契約書ひな形、労働契約のひな形、請負工事約款 等

2 定型約款に関する規定の概要

定型約款については、定型約款が契約内容となる要件（組入要件）を満たせば、内容を相手方が認識していなくとも契約内容となり、定型約款の変更要件を満たせば、個別に相手方の同意なく内容を変更できることとした。

☞インターネットサイトの利用規約等で定型約款を利用したいと思う場合は、そもそも定型約款に該当するかどうか、そして組入要件・変更要件をみたとすように注意すること。

第6 契約解除の要件に関する見直し

1 債務者の帰責事由について

現行法…債務者に帰責事由が無ければ解除できない

↓

改正法…債務者の帰責事由は解除の要件でなくなったが、債権者に帰責事由があるときは解除不可（§543）

2 催告による解除（§541）

不履行 → 催告 → 解除 但し、不履行が軽微なときは解除不可

3 無催告での解除（§542）

次の場合は催告無しで解除可

- ①履行不能
- ②履行拒絶意思の明示
- ③一部の履行不能・履行拒絶で残存部分のみでは契約目的不達成
- ④特定の日時・一定の期間に履行が必須なのに履行なく経過
- ⑤催告しても履行の見込みがないことが明らか

第7 売主の担保責任に関する見直し

1 瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

現行法…隠れた瑕疵があったとき の責任

↓

改正法…契約の内容に適合しないものであるとき の責任

2 買主の権利の明記化

- ①追完（修補・代替物引渡し・不足分引渡し）請求（§562）
- ②代金減額請求（§563）
- ③解除（§564→§541・542）
- ④損害賠償請求（§564→§415） 但し、債務者（売主）の帰責事由が要件。

3 期間制限 (§ 566)

現行法…知ってから1年以内の権利行使が必要



改正法…知ってから1年以内に不適合の事実を通知することが必要
具体的な権利行使は後で足りが、消滅時効の規定の適用はある

☞契約の内容に適合しない部分があることに気づいたら1年以内に売主に通知!

第8 請負に関する見直し

1 未完成の場合の報酬請求

未完成でも可分な部分で注文者が利益を受けるときは、利益の割合に応じて報酬請求が可能に (§ 634)

(注) 注文者に帰責事由があるときは全額請求できる (§ 536②)。

2 請負人の担保責任

1) 原則として売買契約の売主の担保責任の規定が準用 (§ 559)

瑕疵担保責任から契約内容不適合責任に

2) 目的物が土地工作物の場合の現行法からの変更点

① 注文者の解除権

現行法 § 635 但書…注文者からは解除できない



改正で同条を削除…注文者からも解除可能に

② 担保責任存続期間の特則

現行法 § 638…木造の建物は5年・コンクリート造 金属造の建物は10年



改正で同条削除・改正法 § 637…知ってから1年以内に不適合の事実を通知

第9 書面での合意による消費貸借契約の成立

現行法…民 § 587 では金銭の交付で契約成立であり、借主は金銭を交付せよとの請求はできず、住宅ローン利用の不動産購入等の場合に不安…



改正法…民 § 587-2 を追加し、書面によることを要件として、合意のみで消費貸借契約の成立を認めることとした。

→借主は、貸主に金銭を交付せよと請求できる。

金銭の交付前はいつでも解除できる (借りの義務は負わせない)。

但し、貸主は、その解除で損害を受けたときは損害賠償請求ができる。

第10 賃貸借契約

1 保証人の保護

- 1) 極度額を定めない個人根保証は無効。(§ 465-2②)
☞**賃貸借契約書に極度額を明記した後に保証人に自署してもらうこと!**
 文例 「保証人は、賃借人が本契約により賃貸人に対して負うすべての債務を極度額〇×円の限度で連帯保証する。」
- 2) 個人根保証は賃借人や保証人が死亡等すれば確定。(§ 465-4①)
確定すればその後の賃料は保証されない。
☞**賃借人や保証人が死亡した際は保証契約を再締結すること!**
- 3) 事業用債務の個人保証人への主債務者の財産状況等の情報提供義務 (§ 465-10)
同義務違反で誤認して保証人になった場合は、保証契約を取消される恐れ
☞**事業用の建物の賃貸に個人保証を受ける場合は、保証人に賃借人から財産状況等の情報提供を受けたことを確認すること!**
 文例 「保証人は、本契約に先立ち、賃借人から同人の財産及び収支の状況、負担している債務の有無や額、履行状況等について情報の提供を受けたことを確認する。」　そして、口頭でも確認する。

2 賃借人の修繕権限の新設

賃借人は、建物の修繕が必要な場合、賃貸人に通知しても相当の期間内に必要な修繕をしてもらえないときは、自分が修繕をすることができる (§ 607-2)。

→修繕は賃貸人の義務であるため、賃借人は、その費用は賃貸人に請求できる。
その金額をめぐるトラブルの恐れ。

☞**必要な修繕は賃貸人が速やかに行うこと!**

なお、特約により修繕を賃貸人の義務から外すことは可能。

但し、修繕を賃借人に押し付けるような契約書では入居者が集まらない恐れ…

3 一部使用不能等による賃料減額

建物の一部が賃借人の責任でなく一部使用不能となった場合の賃料について、
現行法 § 611…その割合に応じて賃借人は減額を請求できる。

↓

改正法 § 611…その割合に応じて当然に減額となる。

→一部使用不能が生じたにもかかわらず放置すると、憤った賃借人から過大な減額を主張され、減額の範囲をめぐるトラブルの恐れ。

☞**賃貸建物に一部使用不能が生じたら、賃貸人から適正な減額を提示すること!**

4 原状回復義務の範囲の明文化

判例や国交省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を踏襲し、賃借人に帰責事由の無い損傷や通常使用による損傷について、賃借人の原状回復義務の範囲外であることを明文化（§ 621）。

→敷金から差し引ける原状回復費用は、賃借人に責任の有る損傷のみ。

次の損傷は、賃借人の原状回復義務の範囲外であり、補修費用を敷金から差し引くことはできない。

- ①通常使用による損耗
- ②経年変化
- ③賃借人に責任のない損傷

→賃借人の原状回復義務の範囲外の費用を差し引くと、敷金返還訴訟を起こされる恐れ。

☞**賃借人に責任の有る損傷以外は費用請求できないことを肝に銘じること！**

なお、特約により通常使用による損傷も原状回復義務の範囲に含めることは可能だが、賃借人が個人の場合は消費者契約法 § 10（民法等の条項に比べ、消費者の利益を一方的に害する条項は無効）で無効とされる恐れ。

以上